

# 改正建築士法が成立

## 業の適正化、情報開示充実

日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会の建築3団体による共同提案を踏まえ、議員立法として今国会に提出された建築士法改正案は、事実上の国会最終日となる20日の参院本会議で可決、成立した。管理建築士の業務の明確化や

免許証提示の義務化などを規定。設計・監理の「業」の適正化と建築主に対する情報開示の充実などを図る。改正法は公布から1年以内に施行する。112面に団体長コメント

現行法制度では、建築士事務所の契約責任が不明確なため、建築紛争の増大・長期化する。改正法は、延べ300平方

超の建築物について、新築設計などの書面契約を義務付ける。一括再委託（丸投げ）も禁じる。努力義務として、国土交通相の定める報酬基準に準拠した金額での契約締結と、設計などに関する損害賠償保険の加入も求める。

管理建築士については、▽受託可能な業務の量と難易、必要となる期間の設定▽業務実施者の選定・配置▽他事務

所との提携と提携先に行わせる業務範囲案の作成▽所属技術者の監督と業務遂行の適正確保——という業務内容を明確化した。事務所開設者は、管理建築士の意見を尊重しなければならぬとの一文も盛り込んだ。

また、所属建築士を変更した時には3カ月以内の届出を義務付ける。事務所の欠格要件・取消事由に、開設者などが暴力団員であることを追記。国交相・都道府県知事による立入検査権も新設する。

このほか、法律上に「建築設備士」の名称を新たに規定。延べ2000平方メートル超の建築物の設備設計などに当たっては、建築士に建築設備士の意見を聞く努力義務を課す。

26.6.23

建設通信新聞

モデルへ一歩前進

日本建設業連合会

建築本部長 山内隆司

責務果たす基盤に

日本建築士事務所協会

連合会会長 三栖邦博

日事連、士会連合会、建築家協会の設計3会ととりまとめた「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」が、「建築士法の一部を改正する法律案」として法案化され、成立を見たことは喜ばしい限りであります。ご尽力をいただいた自民

党建築設計議員連盟を始め、国会議員の先生方、国土交通省、関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。安全・安心が確保された良質で持続可能な建築やまちづくりの設計・工事監理の果たす役割は大

きく、建築主と建築士事務所の双方が誠意と信頼に基づき協力し社会的責務を果たすことがますます重視されることとなります。重視される

今日、この法改正はそのための基盤となるものです。改正建築士法成立を新たな出発点として、設計・工事監理業を営む建築士事務所が果たすべき責務を再認識し、国民の信頼と負託に応え、国民が真の豊かさを享受できる社会の実現を目指してまいります。

信頼得る活動推進

日本建築士会連合会

会長 三井所清典

政治家からも役所からもよく建築3会がまとまったといわれる。まとまらないと力

にはならない。内容は建築士の活動のレベルを上げたり世の中の信頼をあげようとするもので、内容的にはまったく問題はない。それぞれの団体の利益誘導が強くなりすぎる」とまとまらない。世の中のため、ユーザーのためになることをしようとする考えがあった。そのためにどうするかを具体的に考えたので話がうまくいったのだと思う。長い間対立してきた歴史を踏まえて、これではいけないという思い

がやっと実ってきたのだと感じている。ぜひ、建築士という資格を持っている人間が、ハードな部分とソフトな部分を含めて社会の信頼を得る活動を推進していきたい。

(談)

建築物の設計・工事監理の業務のさらなる適正化、建築主などへの情報開示の充実が図られることとなり、建築紛争の減少にもつながることが期待され、喜ばしいことと考える。建築士法改正に関する建築設計関係3会の共同提案に含まれていた「書面による契約締結の義務化」についても、当会の『設計施工契約約款の普及促進』という基本方針とも整合し、設計施工のビジネスモデルの一歩前進になるものとして賛成し、前向きにとらえている。これから、3会とも歩調をあわせて、新しい制度にしっかり対応していきたい。